鹿児島県公報

平成31年4月5日(金)第3508号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定の解除予定

- (森づくり推進課取扱い) 1
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の更新 (4件) (障害福祉課取扱い) 2
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- ○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退
 - (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(高齢者生き生き推進課取扱い)4
- ○漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 5
- ○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件) (水産振興課取扱い) 5
- ○肥料の登録
 - (経営技術課取扱い) 5
- ○県営土地改良事業の計画の決定 (6件)

(農地整備課取扱い) 6

○県営土地改良事業の計画の変更(4件)

(農地整備課取扱い) 7

○公共測量の終了

(監理課取扱い)9

○道路の区域の変更(3件)

(道路維持課取扱い) 9

○道路の供用の開始(2件)

- (道路維持課取扱い) 9
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

(北薩地域振興局取扱い) 10 サービス事業者の指定

- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定
- (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 11
- ○道路の位置指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 11
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
- サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 11 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談
- 支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 11
- ○道路の位置指定 (大隅地域振興局取扱い) 12 ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (熊毛支庁取扱い) 12
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 12

告

鹿児島県告示第361号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により,次のとおり保安林の指定 を解除する予定である。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

解除予定保安林の所在場所

南九州市川辺町野崎字駒返り8312番1,8312番22,8312番26,8312番34から8312番37まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

鹿児島県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又	は診療所	更新年月	自立支援医療
名 称	所 在 地	日	の種類
南薩ケアほすぴたる	南九州市川辺町平山5860番地	平成31年	育成医療・更
		4月1日	生医療

鹿児島県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又以	は診療所	更新年月	自立支援医療
名称	所 在 地	日	の種類
こがひさお眼科クリニック	薩摩川内市中郷一丁目39-18	平成31年	育成医療・更
		4月1日	生医療
内山病院	阿久根市高松町22	平成31年	育成医療・更
		4月1日	生医療
医療法人徳洲会屋久島徳洲会	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番	平成31年	育成医療・更
病院	地	4月1日	生医療
クオラリハビリテーション病	薩摩郡さつま町舟木2311番地	平成31年	更生医療
院	6	4月1日	

鹿児島県告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

	薬	局	更新年月	自立支援医療
名	称	所 在 地	日	の種類
ハラダ薬局		南さつま市加世田本町17-1	平成31年	育成医療・更
		大東ビル102	4月1日	生医療
そよかぜ薬局		南九州市頴娃町別府65番地	平成31年	育成医療・更
			4月1日	生医療
大宮司薬局		伊佐市大口里3057-10	平成31年	育成医療・更
			4月1日	生医療

鹿児島県告示第365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

鹿児島県知事 三反園訓

	事業者,指定居 業者又は指定介 ス事業者	事業	差 所	更新年月	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所 の所在地	名 称	所 在 地	日	り催知
公益社団法人	霧島市隼人町	姶良地区医師	霧島市隼人町	平成31年	育成医療・更
姶良地区医師	内山田一丁目	会訪問看護ス	内山田一丁目	4月1日	生医療
会	6番62号	テーション	6番52号		

鹿児島県告示第366号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	業 所	指定	居宅サービス事業者	Ť	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃 正 平 月 日	の種類
ヘルパーステー	出水市野田町上	一般社団法人ク	出水市野田町上	大田 利満	平成31年	訪問介護
ションひなたぼ	名830番地4	オレ	名830番地4		3月31日	
っこ						
こぎく園訪問介	南九州市頴娃町	社会福祉法人大	南九州市頴娃町	瀧 義道	平成31年	訪問介護
護事業所	別府6611番地3	川福祉会	別府6597番地3		3月31日	
寿老園訪問看護	大島郡瀬戸内町	社会福祉法人潤	大島郡瀬戸内町	藤野 耕一	平成31年	訪問看護
ステーション 古仁屋瀬久井西		生会	古仁屋瀬久井西		3月31日	
	7番地3		7番地3			

鹿児島県告示第367号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所			申 請 者		北 安 左 『	.1L 12 →
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指 定 年 月	サービスの種類
コミュニティケ	出水市野田町上	コミュニティケ	出水市上鯖渕	中村 信洋	平成31年	訪問介護
アいずみ野田サ	名830番地4	ア株式会社	1008番地13		4月1日	
テライト						
ヘルパーステー	日置市伊集院町	特定非営利活動	日置市伊集院町	河野 博美	平成31年	訪問介護
ションもくれん	郡1600-1番地	法人ホームホス	郡1601番地		4月1日	
	ピースフル海	ピス鹿児島				
	305号					
訪問看護ステー	日置市伊集院町	特定非営利活動	日置市伊集院町	河野 博美	平成31年	訪問看護
ション伊集院	郡1600-1番地	法人ホームホス	郡1601番地		4月1日	
	ピースフル海	ピス鹿児島				
	305号					
訪問看護ステー	肝属郡東串良町	有限会社南の太	肝属郡東串良町	向井 和郎	平成31年	訪問看護
ションのびる	新川西4891	陽	新川西1367番地		4月1日	
			1			
通所介護大海	薩摩川内市宮崎	医療法人大海ク	薩摩川内市中郷	大西 浩之	平成31年	通所介護

	町2996番地1	リニック	三丁目65番地		4月1日	
デイサービスあ	曽於市末吉町深	合同会社あいり	曽於市末吉町岩	福岡奈代子	平成31年	通所介護
いり	川1950番地3		崎506番地		4月1日	
宮之城ふくし園	薩摩郡さつま町	社会福祉法人ひ	薩摩郡さつま町	城森 直人	平成31年	通所介護
	宮之城屋地670	いらぎ会	宮之城屋地670		4月1日	
	番地 2		番地2			
クリニックリハ	指宿市十町460	医療法人明正会	指宿市十町352	今林 正典	平成31年	通所リハ
ビリ菜の花			- 2		4月1日	ビリテー
						ション

鹿児島県告示第368号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

施	設	指定介護	辞退年月	11. 13 =		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	日 日	サービスの種類
林内科医院	姶良郡湧水町中	医療法人昭芳会	姶良郡湧水町中	林 芳郎	平成31年	介護療養
	津川498番地		津川498番地		3月31日	施設サービス

鹿児島県告示第369号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

	事	業 所	指定介	虚 1. 左 1	サービス		
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	の種類
	4	77 15 16	4 W	所在地	名	I	V 1里 炽
	寿老園訪問看護	大島郡瀬戸内町	社会福祉法人潤	大島郡瀬戸内町	藤野 耕一	平成31年	介護予防
	ステーション	古仁屋瀬久井西	生会	古仁屋瀬久井西		3月31日	訪問看護
		7番地3		7番地3			

鹿児島県告示第370号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	業 所			│ 指定年月	サービス	
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指 疋 年 月 	の種類
訪問看護ステー ションのびる	肝属郡東串良町 新川西4891	有限会社南の太 陽	肝属郡東串良町 新川西1367番地	向井 和郎	平成31年4月1日	介護予防訪問看護
クリニックリハビリ菜の花	指宿市十町460	医療法人明正会	指宿市十町352	今林 正典	平成31年4月1日	介護予防 通所リハ ビリテー

ション

鹿児島県告示第371号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果、東串良加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。 平成31年4月5日

> 鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第372号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補 償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出 があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成31年4月5日から同月19日まで南種子町漁業協同 組合事務所において縦覧に供する。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 発起人の住所及び氏名

熊毛郡南種子町平山877番地1 長田昭二郎 熊毛郡南種子町西之3823番地3 砂坂健治 熊毛郡南種子町島間5674番地1 船川剛継

2 加入区

南種子加入区

漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 南種子町漁業協同組合

鹿児島県告示第373号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補 償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出 があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成31年4月5日から同月19日まで屋久島漁業協同組 合事務所において縦覧に供する。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

発起人の住所及び氏名

能毛郡屋久島町一湊217番地2 齋藤浩一 熊毛郡屋久島町一湊308番地 馬場陵路 熊毛郡屋久島町宮之浦703番地12 石田尾茂樹

2 加入区

上屋久加入区

漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 屋久島漁業協同組合

鹿児島県告示第374号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。 平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

双臼亚	76 年 日	7	om del as	肥料の	7	7. 0.14.0	生 産 業 者	
登録番	登録年月	登録の有	肥料の	肥料の	保証成分量(%	その他の	氏名又は	
号	日	効 期 限	種類	名 称	/ LEAN / 1	規格		住 所
							名称	
鹿児島	平成31年	平成37年	蒸製毛	肥料K	窒素全量 11.	0 該当なし	株式会社	日置市東

鹿児島県公報

県肥第	3月29日	3月28日	粉					三道食品	市来町南
1344号									神之川370
									番地
鹿児島	平成31年	平成37年	蒸製て	肥料T	窒素全量	11.0	該当なし	株式会社	日置市東
県肥第	3月29日	3月28日	い角粉					三道食品	市来町南
1345号									神之川370
									番地

鹿児島県告示第375号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化(畑地帯担い手育成型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び農用地利用保全)万世・小湊地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

南さつま市役所農地整備課

鹿児島県告示第376号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により,土地改良事業県営農村地域防災減災(用排水施設整備)(農業用用排水施設整備)大山地区の計画を定めたので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

姶良市役所耕地課

鹿児島県告示第377号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災(農村災害対策整備)(農業用用排水施設整備及び農用地利用保全)加治木姶良地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

姶良市役所耕地課

鹿児島県告示第378号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備(中山間地域型)(区画整理及び暗渠排水)姶良北部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

姶良市役所耕地課

鹿児島県告示第379号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村整備(中山間地域総合整備型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び暗渠排水)栗野・吉松地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

湧水町役場建設課

鹿児島県告示第380号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災(農村災害対策整備)(農業用用排水施設整備及び農用地利用保全)湧水地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

湧水町役場建設課

鹿児島県告示第381号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業県営シラス

対策(農業用用排水施設整備及び農用地保全)上之原地区の計画を変更したので、関係書類を 次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

垂水市役所農林課

鹿児島県告示第382号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地防 災(農村災害対策整備)(旧:農村災害対策整備)(農業用用排水施設整備、農用地利用保全 及び暗渠排水)舞敷野地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

南さつま市役所農地整備課

鹿児島県告示第383号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整 備(畑地帯担い手支援型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び土層改良)笠利東部地区の 計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

平成31年4月8日から同年5月13日まで

3 縦覧場所

奄美市笠利総合支所農林水産課

鹿児島県告示第384号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村集 落基盤再編・整備(集落基盤再編)(旧:農村振興総合整備)(農業用用排水施設整備,農道 整備、農用地保全及び区画整理)大崎地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児 島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

縦覧書類の名称 1 変更後の土地改良事業計画書の写し

- 縦覧期間 平成31年4月8日から同年5月13日まで
- 縦覧場所 大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第385号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 薩摩川内市長から平成30年7月13日鹿児島県告示第771号で告示した公共測量の実施は、平成 31年2月28日終了した旨の通知があった。

平成31年4月5日

鹿児島県知事 三反園訓

出口口旧与

— — — = 111

鹿児島県告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年4月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

										鹿児島県知事	三反園訓
道路									変更	敷地の幅員	敷地の延長
\mathcal{O}	路	線	名	変	更	\mathcal{O}	区	間	前後		
種類									の別	(メートル)	(メートル)
県道	上屋	久屋	久線	熊毛郡	屋久	島町	麦生	字両町	前	8.4~26.1	307.0
	117番3地先から同町麦生				後	10.2 \sim 17.7	307.0				
				字下之	字下之牧925番地先まで						

鹿児島県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年4月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

											二尺園訓
道路の	路	線	名	変	更	の	区	間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
種類									の別	()	()
県道	川内	串木	野線	薩摩川	内市		里町	字北田	前	7.3~27.6	1, 053. 5
	116番1地先から同市宮里			後	11.1~27.6	1, 050. 0					
				町字川	幡29	21番	1地	先まで			

鹿児島県告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年4月5日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県知事

11.3~44.3

三反園訓

415.0

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の 期 日
県道	川内串木野線	薩摩川内市宮里町字北田116番1地先から601番4地	平成31年
		先まで	4月5日
		薩摩川内市宮里町字北田702番3地先から同市宮里	
		町字川幡2921番1地先まで	

鹿児島県告示第389号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年4月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	上屋久永田屋 久線	熊毛郡屋久島町宮之浦字牧 山1271番36地先から同町宮 之浦字先牧山1274番3地先	前後	9. $6 \sim 24.0$ 12. $5 \sim 27.6$	228. 0 228. 0
		まで 熊毛郡屋久島町小島字矢石	前	8.7~38.7	415. 0

後

鹿児島県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

17番8地先から同町尾之間

字瀧ノ下1384番37地先まで

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年4月5日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

鹿児島県知事	三反園訓
	. / X 2R n//

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始 の 期 日
県道	上屋久永田屋久	熊毛郡屋久島町宮之浦字牧山1271番36地先から同町	平成31年
	線	宮之浦字先牧山1274番3地先まで	4月5日
		熊毛郡屋久島町小島字矢石17番8地先から同町尾之	
		間字瀧ノ下1384番37地先まで	

北薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業			指定任日	障害福祉			
名称		Þ	<i>\$\frac{1}{2}</i>	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
4 你	所 在 地	名	称	所在地	名		の種類

鹿児島県公報

ぐろーあっぷ	出水市荘2393番	合同会社グロー	出水市高尾野町	竹原	和嗣	平成31年	生活介護
	地	アップ	大久保1502番地			4月1日	

始良·伊佐地域振興局告示第12号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により,次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年4月5日

始良·伊佐地域振興局長 永田秋人

事業	業 所		申請者				
tz #h	=C + 11h	by #h-	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の	
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	種類	
リハケアガーデ	霧島市国分広瀬	株式会社ユニテ	霧島市国分中央	濵田桂太朗	平成31年	児童発達	
ンネクスト	一丁目24番30号	イ	四丁目12番22号		4月1日	支援	
	リーベンビル 1						
	階						

姶良·伊佐地域振興局告示第13号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年4月5日

姶良·伊佐地域振興局長 永田秋人

指定の	申請者の住所及び		指	定	道	路	ζ.	
月日日	十 名称並びに代表者	位	置		延	長	幅	員
月日	の氏名	1 <u>1/.</u>	但		(メー	トル)	(メー	トル)
平成31	年 姶良市平松5873番	姶良市西	餅田字上	深田		96.90		6.00
3月18	日 地 1	190番 9						
	有限会社しんせい							
	商事							
	代表取締役							
	谷山眞理子							

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年4月5日

大隅地域振興局長 松薗英昭

事	業所	指定障	害福祉サービス事業	全者	成 1. 左 1	障害福祉
by the	55 # W	by the	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
セントロメディ	肝属郡肝付町新	有限会社セント	肝属郡肝付町新	上園由希子	平成31年	居宅介護
コ訪問介護事業	富563番地1	ロメディコ	富523番地2		4月30日	・重度訪
所						問介護

大隅地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年4月5日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事	業 所		指定·	一般相談支援事業者	Ì		廃止年月	地域相談
名 称	所 在 地	名	称	主たる事務所の	代表者の氏		廃 正 年 月 日	支援の種
				所在地	名			類
相談支援事業所	鹿屋市向江町29	社会福	祉法人天	肝属郡肝付町後	前田	智史	平成31年	地域移行
こだま	番地2鹿屋市社	上会		田5501番地			3月31日	支援・地
	会福祉会館内							域定着支
								援

大隅地域振興局告示第12号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年4月5日

大隅地域振興局長	松蘭英昭

化学の年	申請者の住所及び		指	定	道	路	Z I	
指定の年	名称並びに代表者	/ -	里		延	長	幅	員
月日	の氏名	位	置		(メート	ル)	(メー	トル)
平成31年	志布志市志布志町	志布志市志	布志町志	布志	3	30.03	4.51	~4.64
3月18日	志布志三丁目3番	字天王寺13	79番 9					
	5 号							
	株式会社南九州不							
	動産							
	代表取締役							
	宮田清一郎							

熊毛支庁告示第2号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の20第4項の規定により,指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成31年4月5日

熊毛支庁長 谷口浩一

事 業 所	指定	障害児通所支援事業者	成儿左口	障害児通
A 44 35 +	- Lib	主たる事務所の 代表者の		所支援の
名 称 所 在	E 地 名 称	所在地 名	日	種類
ガリレオ 西之表	市住吉 特定非営利活動	西之表市安城 松岡 勝慶	平成 31年	放課後等
2601番地	8 法人こすも	3680番地350	4月2日	デイサー
				ビス

大島支庁告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

大島支庁長 松本俊一

事 業 所			申 請 者		* + 7 -	障害福祉	
h	£L.	=r +- ub	h II.	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	朴	所 在 地	名 称	所在地	名		の種類
指定福祉	Lサービ	大島郡宇検村生	合同会社マヤー	大島郡宇検村生	嘉永 上寿	平成31年	就労継続
ス事業所	i ゆらり	勝185番地	ズ	勝185番地		4月1日	支援B型